

保育利用者の負担の公平化（案）に関する  
パブリック・コメント手続の実施結果

1. 意見募集期間      平成 25 年 9 月 5 日から平成 25 年 9 月 25 日まで

2. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
電子メール	10
ファクシミリ	0
郵送	1
窓口	0
合計	11

3. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

(1) 認可保育所保育料について（4件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>所得税額が概ね 20 万未満の場合は、保育料の引上げを行わず、それ以上の場合は引き上げることとし、税額が高額になるほど、引上げ額を大きくするべきではないか。</p> <p>また、中低所得階層の方が高額所得者層より改定率が高くなっており、経過措置については改定額でなく改定率で行うべきである。</p>	<p>平成 19 年の税制改正で、所得税が減税になった。今回の認可保育所保育料の改定は、このことにより所得税額を基にしている保育料が、実質的に引き下げられているものを元に戻すという内容である。</p> <p>その結果、階層によって改定額・改定率が一律となっていないものである。また、平成 19 年度以前の負担に戻すものであるが、一度に急激な負担増とならないように改定額により経過措置を行うこととした。</p>
2	<p>改正案では、同一の階層から 2 つの階層に分かれるケースがあるが、その階層間の改定率・改定額に差がありすぎる。</p> <p>また、階層が上がるにつれ一律に改定額が逦増するのではなく、場合によっては一つ上の階層の方が改定率・改定額が低い傾向があり不公平ではないか。</p>	

3	<p>高額所得者はそれなりに多額の税金や保育料を負担している。特別の教育・保育を提供されることもなく同じサービスを受けるのに、負担に差があることは、公平とは言えないのではないか。</p> <p>また、増設する高額所得者層の階層に、経過措置が適用されないのは不公平ではないか。</p>	<p>平成 22 年に行われた国の保育料徴収基準改定において、高額所得者に応分の負担を求める階層が増設されているなど、保育料は所得に応じてご負担いただくものとしている。</p> <p>また、高額所得者層への経過措置の適用は、新設した階層であることから考えていない。</p>
4	<p>平成 19 年（度）の税制改正を反映した改正を行っていないために、実質値下げとなっていることがなぜいけないのか。</p>	<p>保育園の運営経費は、保育料ですべてが賄われている訳ではなく、多額の一般財源も投入されていることから、実質的に値下げとなった分は、認可保育所を利用している区民以外の方が負担していることになり、改正をする必要があると考えている。</p>

(2) 認証保育所保護者補助について（2件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>認証保育所は、おむつやお手ふき、お昼寝用のシーツ等を施設で用意しているなどのサービスが提供されているところもある。このため、保護者負担額を同額にすることは理解しがたい。従って、認証保育所の補助額の上限を抑え、その分、認可保育料の引き上げも抑えるべきである。</p>	<p>認可保育所と認証保育所では、サービス内容や時間に差異があることから、認証保育所を積極的に選択し利用されている方もいると考えている。区としてはどちらも保育施設として機能しているものと考えており、両者の利用者負担については、一定の公平性を図る必要があると考えている。</p>
2	<p>認可保育所との負担較差を解消することには賛成であるが、財源に新たな税を投入するとしたら賛成できない。高額所得者には、認可保育料の引き上げを大きくすることや認証保育所保護者補助は適用しないなど、高額所得者層の負担をもっと増やすことにより、必要な経費を減らした方が、区民の賛同を得られ易いのではないか。</p>	<p>今回の負担の公平化については、在宅で子育てを行っている区民とのバランスに配慮し、新たな税の投入をしないようにするため、認可保育所保育料の改正効果の範囲内で、認証保育所保護者補助等の拡充を行うものとしている。</p>

(3) その他（5件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	ベビーホテル等の認可外保育施設といっても、東京都への開設時の届出や開設後の立ち入り検査等が行われており、適正な水準を満たしている施設については、負担の公平化の措置を行うべきである。	平成27年度から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度においては、ベビーホテル等の認可外保育施設も、地域型保育給付等の給付対象となることも考えられることから、今後、国から示される具体的な基準等を踏まえ、検討していきたい。
2	家庭福祉員を利用しているが、保育料が認可保育所を利用した場合より高額になっているので見直すべきである。	今回の認可保育所保育料の見直しに合わせ、家庭福祉員の保育料についても負担の公平化の観点から見直しを行う予定である。
3	認証保育所保護者補助の拡充により利用促進が図られる一方で、利用者と施設が直接契約する施設であることから、事業者にとって都合の悪い利用者が利用しにくくなる恐れがあるが、対策は考えているか。	認証保育所の運営や施設管理等について、東京都が定めた指導監督基準があり、それに基づいて立ち入り調査をし、都と区が指導を行っている。利用者が公平に利用できるように指導している。
4	私立の認可保育所や認証保育所は、公立の認可保育所と比べ、経験年数の短い保育士が多く、また離職率も高いことから保育士の質が低い現状がある。私立の施設の保育士の質の向上のために処遇改善に取り組む必要があると考えるが区の考えはいかがか。	私立認可保育所や認証保育所の保育士の質が低いとは一概に言えないと考える。 保育士の処遇に関しては、国が私立認可保育所の保育士の給与改善策として、特例事業を行うこととなった。区は、この事業を活用して、処遇改善を図っていく予定である。
5	私立の認可保育所や認証保育所の保育の質を高めるための施策を行う予定はあるのか聞きたい。	区は、私立の保育施設の保育の質を高めるために、定期的な連絡会のほか、区職員による定期的な巡回指導・相談も行っている。また、区や都が主催する研修等へは基本的に公私立の区別なく参加を呼びかけ、人材育成を通じて保育の質を高めることに取り組んでいる。

(4) 其他のご要望・意見 (11件)

No.	提出された要望・意見の概要
1	保育利用者の負担額の推移だけではなく、区の歳出全体に占める割合や高齢者のサービス負担など、全体での議論をすべきではないか。子育て世代を支援しその流入を促進し、長期的に見た子育て世代の増加による区税収入への影響なども算出し、負担増を提示すべきである。
2	負担の公平化に伴う財源について、在宅で子育てしている区民とのバランスに考慮し新たな税の投入は避けるべきとのことだが、子どもを保育所に預けて働かなければならない家庭と、在宅で子育てができる家庭との公平化を考える必要はない。保育所を利用したい親すべてが子どもを預けられるよう認可保育所を増設すべきである。
3	区は少子化が進む推測をしており、穿った見方ではあるが、待機児童対策は時間が経てば解決されると認識している感があるが、きちんとした保育事業で対策を実施し、待機児童の解消をはかってほしい。
4	認可保育所保育料を値上げにより増えた歳入は、認可保育所増設のためだけに使ってほしい。
5	認証保育所と認可保育所では、設備や人材、保育能力の差は歴然としているので、認証保育所保護者補助を拡充するのではなく、認可保育所を増設してほしい。
6	実質値下げとなっていると言われても、6年も前のことであり、その時点では保育料を納めていなかった大半の保護者にとっては、今回の改正は間違いなく値上げである。
7	意見交換会には3日間で5人の参加ということであり、十分な効果が得られたとは言えない。お盆の時期の開催だったが、今後は日程にも配慮し、保育利用者や区民の広く周知した上で実施してほしい。
8	育児休業中で認証保育所を利用している場合でも、認証保育所保護者補助の対象としてほしい。
9	保護者の経済的な負担はもちろんだが、保育内容の改善にも取り組んでほしい。特に、家庭福祉員は個人で運営している施設なので、新設の施設は区が定期的にチェックするとか、保護者アンケートを実施するなどしてほしい。
10	認可保育所を利用できないために認定こども園を利用しているケースもあるので、認定こども園の長時間保育利用への補助は、私立幼稚園保護者補助ではなく、認証保育所保護者補助の対象としてほしい。
11	ベビーホテル等の認可外保育施設の中には、認可保育所や認証保育所と同レベル或いは優れている施設もあり、認可外保育施設を活用すべきである。

4. 提出された意見により修正した件数

0件